



5月の税金は
軽自動車税
(全期)
納期限
5月31日

議長坂本諦介氏、副議長河村鉄夫氏

常任委員会の構成などおわる

去る四月二十八日行われた統一選挙で選出された、徳地町議会議員の初議会が五月十二日招集されました。当日は、新議員さん二十一名全員出席、町側は、町長以下各課長等出席し定刻の九時から開議されました。今議会の、主な目的は、正副議長の選出、常任委員会の構成、議会運営監査委員選任などでありました。まず議員中最年長者河村小一氏を臨時議長として議事に入り、議長選挙が行われ投票の結果、坂本諦介氏が議長に決定されました。

ついで、坂本新議長のもとに、副議長の選挙、常任委員会の構成などが行われ、町長提出議案など審議決定し六日間わたる会期を終了しました。以下会議の概要をお知らせします。



写真 初議会風景

日程第一、河村小一氏を臨時議長として、議長選挙が行われ、投票の結果、坂本諦介氏が議長に決定されました。

日程第二、新議長坂本氏のもとに、副議長選挙が投票により行われ、河村鉄夫氏が副議長に決定されました。ついで、議席の決定、会期の決定などが行われ、常任委員会の構成を終り午後五時に会費を終りましたが、町長提出の、監査委員の選任の議案は五月十七日に決定することになりました。

継続議会は、五月十七日午前九時から開かれ、つぎの議案について審議決定されました。議案第一号、徳地町議会委員の選任について、議員のうちから選任すべき、監査委員一名の選任については、坂本諦介氏が議長が議場一致で決定されました。午後一時四十分本会議を終了し直ちに協議会に入り、し尿処理場設置問題について種々協議が行われ午後三時閉会しました。

農業委員会委員一般選挙

五月二十六日執行

農業委員会は、選挙による委員と、農協・共済組合などの理事のうちそれぞれ推せんされた者各一名と、町議会が推せんした者各一名とで構成されていますが、現農業委員の任期は来る六月二日満了となりますので、選挙による委員の改選が行われます。

選挙は、五月二十六日執行されますが、今回選挙すべき委員の定数は十三人です。

告示 五月十九日
不在者投票 五月十九日より
不在者投票 五月二十五日まで
(不在者投票所は町役場及び同支所)
立候補届出期限 五月二十二日
投票 日 五月二十六日

桑原嘉夫(収入役)氏の死を悼む

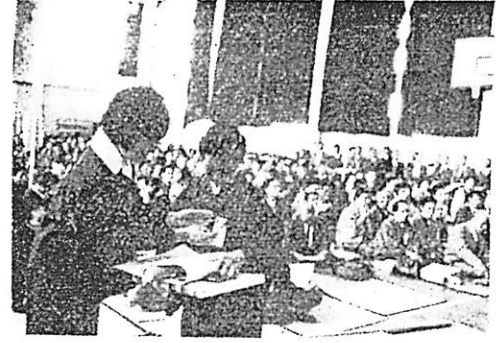
徳地町収入役桑原嘉夫氏は、昨年九月病氣のため、府府三田尻病院に入院加療中でありましたが遂に再帰不能、去る五月四日不帰の客とされました。まことに哀悼の極みであります。氏は、徳地町大字畑の出身で、大正八年三月、大津郡日置農林学校卒業、同年九月より昭和十三年九月まで出雲信用購買組合書記を務め、昭和十九年九月出雲村収入役として迎えられ昭和三十年四月、徳地町発足に伴い引続き収入役として今日にいたるまで二十四年間に亘りその重責を負って来られたのであります。

氏は温厚篤実、高潔な人格で困難な町財政の運営に當りせられた功績は極めて大近く町民ひとしく感謝を捧げるものであります。いまここに氏を失ったことに對し深い哀悼の意を表するとともにそのご冥福をお祈りする次第であります。

戦没者慰霊祭執行 叙勲伝達式も

支那事变から大東戦争にかけて、戦(病)死せられた、英霊七七柱をまつる慰霊祭が、五月晴れの五月十日、堀中学校講堂に遺族四八〇名を招き、多数の来賓参列のもとに、厳かに執行せられました。

なお、慰霊祭に先立ち、さきに発表された、第十四回から第十九までの戦没者に対する勲章の伝達式が行われ英霊に代り遺族の胸に飾られました。



勲章等	戦没者氏名	遺族氏名	住所
旭	大野 叶	大野 広子	安養地
六	高橋 富一	高橋 豊一	滑
七	伊藤 久夫	伊藤 ツル	蔵場
八	中村 祐秋	中村 ツル子	蔵場
九	石井 五郎	石井 キミ	上八坂上
十	山根 保	山根 スミ子	滑
十一	原 英治	原 英治	奥谷
十二	山下 耕一	山下 祐一	樋ノ口
十三	山本 良介	山本 正子	土井
十四	藤本 義夫	藤本 正夫	須路
十五	藤本 義夫	藤本 正夫	中野
十六	山下 正	山下 アキ子	御馬
十七	山下 正	山下 アキ子	御馬
十八	河村 清熊	河村 輝夫	上野谷
十九	植木 茂	植木 マサ子	上野谷
二十	藤村 茂	藤村 治登	上野谷
二十一	岡村 留一	岡村 ミチ	夏焼上
二十二	田中 克己	田中 保	三谷川上
二十三	原 久治	原 時一	八坂
二十四	弘中 万次	弘中 時一	八坂
二十五	田中 不男	田中 保	三谷川上
二十六	石井 勇	石井 直一	二ノ宮
二十七	原 鶴彦	原 忠道	二ノ宮
二十八	岩本 栄市	岩本 忠道	二ノ宮
二十九	有重 源一	有重 高	大内谷
三十	村田 恒夫	村田 雄一	大内谷
三十一	村田 昇	村田 雄一	大内谷
三十二	安田 初雄	安田 虎一	大内谷
三十三	河野 斉	河野 千代光	大野
三十四	武石 広治	武石 源之進	神原
三十五	水津 徳行	水津 ツル子	片山
三十六	蔵田 一末	蔵田 美枝枝	才梨
三十七	横川 頼一	横川 マサ子	新田
三十八	萩原 誠吉	萩原 マサ子	中央上
三十九	萩原 勇一	萩原 マサ子	中央上
四十	山本 茂	山本 裕喜英	上河内

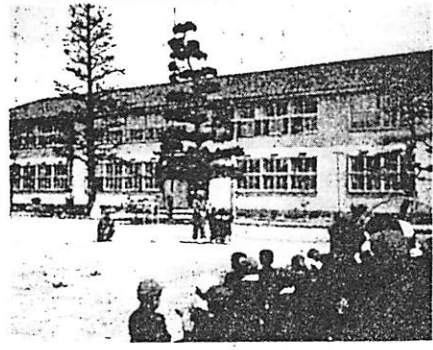
受勲者氏名 計六十四名



小・中学生を対象 交通移動教室

いたましい交通事故が、毎日のように報道されていますが、事故の原因は、ちょっとした不注意や信号の無視など交通のまわりを守らないために起っており、このような交通事故を未然に防ぐため、去る五月二日、小・中学生を対象に、県、市及び町教育委員会、堀小中学校と八坂小学校で、交通移動教室を開催しました。

手を交わす、右を見て、左を見て、安全を確認か、と、横断歩道の渡りかた、信号のある場所の渡りかた、通学の自転車の正しい乗りかたや、手信号のしかたなど



堀小中学校での移動教室

ど、交通担当の県関係の親切な指導があり、保育園児や小学生、中学生たちに大変よい勉強になりました。

春の交通安全健民運動

人命尊重の見地から、交通事故の削減を目標とし、すべての歩行者、運転者の躍い主、その他交通に関係ある者に、交通安全思想の周知徹底をはかり、正しい交通ルールの実践を習慣づけることにも道路交通環境の整備改善を促進するたため、次のとおり春の交通安全健民運動が実施されます。町民等と一緒に協力ください。

- 一、実施期間 自五月二十二日 至五月三十一日
- 二、主 軸 交通安全山口県対策協議会及び各構成団体
- 三、重点事項 通学通園等における学童園児の安全な通行の確保

道路にもよう置かないよう

道路にものを置くことは法令に違反する原因ともなり、五月二十二日から始まる交通安全運動を機に改められ、この期間中は道路に放置されている物件は、違反として没収されますのでご注意ください。

失業保険法 改正のあらまし

これまでの失業保険法は、五人以上の雇用規模について適用されており、今年度の改正案は五人未満の労働者を雇用する事業所にも適用し、給付内容の改善などとするものであります。改正案の要点は次のとおりであります。

- 一、改正の趣旨
 - 労働者五人未満の事業主に雇用される労働者等の福祉の向上を図るため、失業保険制度の適用の拡大を行うとともに給付内容の改善、短期留保受給者の給付日数の合理化等の措置を講じようとするものであります
- 二、改正の要点
 - ア 適用範囲の拡大
 - 改正案では当然被保険者とされる者がこれまで当然被保険者とならなかったが、改正案では一定期間以上継続して労働者を雇用しないものに雇用される者は除外される。
 - イ 五人未満の労働者を雇用する事業主
 - ロ 教育、研究又は調査の事業を行う事業主
 - ハ 被保険者から除外される者の範囲の改正
 - ニ 次に掲げる者を被保険者から除外しないものとする
 - ホ 試用期間中の者
 - イ 給付内容の改善
 - 一般失業保険における失業保険金の日額のうち配偶者に係る扶養加算額を現行の二十四から三十四に引き上げる。
 - イ 日雇失業保険金の日額を現行の二段階制を三段階制に改め、あらたに第一級七六〇円の日額（保険料の日額は三十六円）を上積みする方法を現行の二十八日分の納付保険料を基礎とする方式から、二十四日分の納付保険料を基礎とする方式に改める。
 - イ 短期留保受給者に係る給付日数の特例等
 - 短期留保を三回繰り返えし、一回目及び二回目の短期留保について給付を受けたことがある者の所定給付日数は、一般の受給者との均等を考慮し、三回目から、現行の百八十日を九十日とし、現行の九十日を四十五日とする。
 - イ 短期雇用とは、被保険者であった期間が一年未満であり、かつ、被保険者期間が九箇月以下である雇用であって、前年から繰り越された通算した被保険者であった期間が、
 - イ 給付日数の合理化
 - 短期留保受給者に係る給付日数の特例等
 - 短期留保を三回繰り返えし、一回目及び二回目の短期留保について給付を受けたことがある者の所定給付日数は、一般の受給者との均等を考慮し、三回目から、現行の百八十日を九十日とし、現行の九十日を四十五日とする。
 - イ 短期雇用とは、被保険者であった期間が一年未満であり、かつ、被保険者期間が九箇月以下である雇用であって、前年から繰り越された通算した被保険者であった期間が、
 - イ 給付日数の延長
 - 通算した被保険者であった期間が二十年以上であった者に係る給付日数を現行の二七〇日から三〇〇日に改めること。
 - 被保険者期間の算定に係る被保険者期間の算定に係る賃金支払基礎日数を現行の十一日から十八日に改め、これに伴い被保険者から除外される季節労働者の雇用期間を現行の四ヶ月以内から五ヶ月以内に改めること。
 - 不正受給者に対する措置
 - 詐欺その他不正の行為により保険給付を受けた場合は返還命令による返還金及び二倍以下の徴収金の納付を命ずること。

雨期に備えよ

昨年の夏、県下を襲った集中豪雨は、阿武郡川上村を中心に、田畑人家に壊滅五十四億余円という大被害を与えました。また昭和十七年の大雨害の記憶も決して忘れないこととあります。

突然襲いかかる「自然の恐怖」決して人ごとではありません。今年も雨期を目前にひかえています。みんなの力でぜひ被害を防ぎたいものです。

この季節は、長雨が珍らしくなく、局地的な集中豪雨が起り、不測の大災害が発生することもあります。平素から次の点に心がけましょう。

気象情報は、テレビやラジオで知らされるので、早く知って防災対策を講じましょう。

自宅の回りをよくみて、危険な箇所は町や警察に連絡すること。集中豪雨は夜明け頃になることが多く特に注意しましょう。

異常な増水、地割れなどは早く町や警察へ知らせること。

避難場所はあらかじめ確かめておき、災害時に持出すものは前もって用意するなど、とっさの場合にあわてないようにしましょう。

農薬、ガソリンなどは、災害が起きた場合を招く危険物ですから、貯蔵にはじゅうぶん気を配りたいものです。

広島郵政局長より表彰 小・中学校こども貯金

広島郵政局は、優良こども郵便局と成績のよい学童貯金団体の表彰式を、五月十五日山口市山口郵便局で行いました。

これは、昭和四十一年度成績のよかつた学童団体です。局長表彰をうける団体は、県内で七十三団体、徳島町では、次の六団体が、明れの表彰を受けました。

受賞おめでとう、今年も頑張ってください。

受賞団体

- 岸見こども郵便局 岸見小
- 中中こども郵便局 中中
- 柚木こども郵便局 柚木小
- 島地小学校学童貯金 島地小
- 八坂中学校貯金組合 八坂中



一、金三百円
細小三年生 下瀬好則君
同 二年生 下瀬誠宏君
同 二年生金子千二男君
の三名が拾ったお金の謝礼金を、一、金一千元
島地上村の寺前幹久君、水稲試験会の委託料としてもらったお金を、
一、吹流しと餅のほり
の小池小池作さんより、端午の節句のお祝として福保育所へ、それぞれ寄贈をいただきました。謝礼金を感謝いたします。

稲の準高度集団栽培 徳地町など六市町村指定

不足に対処するため、二十ヘクタール以上の地区に、大型トラクターなど、性能の高い農業機械を導入して、高度な集団栽培を実施しています。

しかし山口県の地形は複雑多岐であるため、高度集団栽培は、特定な場所に限定されています。そこで県では昭和四十二年から、独自の事業として「水稲準高度集団栽培」を実施することになり、徳地町など六市町村を指定しました。これは山口県の立地条件にもマッチし、成果が期待されており、事業の内容はおよそ次のとおりです。

- 一、目的 稲作地帯で、比較的は場条件が整備され、集団栽培に強い意欲をもっている地区に、中型の農業機械を導入して稲の集団栽培を実施し、稲作の省力と生産量の増加をはかるうとするものです。
- 二、内容 十ヘクタール以上の圃地での稲の集団栽培を実施し、既存の耕耘機で整地を行い、田植を省力するため田植機（直播機）、防除の効果高めるため動力防除機、また稲刈を省力するたため刈取機などを、使った省力化合理化します。三、今年度実施する地域 阿東町、美東町、豊田町、油

谷町の六市町村です。

県の指定を受けた本町では大字上村の西村地区を指定して農家数四三戸水田面積三二ヘクタールで、これまで動力防除機による共同防除や農繁期の共同除草など実施してよく成績を挙げているところで、す。いま地区では米作り推進組合長を中心に事業を進めており、この秋の出来ばえが期待されています。

事業計画の概要は次のとおりです。

- 参加農家戸数 三三三戸
 - 実施面積 一三ヘクタール
 - 導入機械 田植機 四台
 - 育苗機 二台
 - 刈取機 一台
 - 刈取機 ヤマホン、うこん館
 - ヤマトン、金南農、光
- なお、県の指定をうけて、この事業を実施する場合は、県と県農協中央会が、農業機械の購入経費の二分の一、町が六分の一を補助しますので地区の負担は残りの三分の一となるのであります。

日本脳炎の予防

今年も、日本脳炎の流行期（六月八日）が近づきました。日本脳炎は死亡率の高い、恐ろしい伝染病です。次の点に注意して病気に、かからぬよう努めさせてあげ、みんなど力を合せて蚊の発生を防止しましょう。

二、予防接種を一人残らず受けま

買いましょ

「新生」など二十本入りの「たばこ」一冊を町内で買えば、平均約十一円の「たばこ消費税」が、徳地町の収入として入ってきます。これは、町民税を上回る町財源であり、四十二年度は約一千万円の収入を見込んでいます。

愛煙家の皆さん、たばこは是非町内で買って下さい。

旧軍人、軍属の、短期退職金の算入は、本年六月三十日まで時効になります。次に該当する方は至急手続されたいと六月三十日以後は時効になり権利が消滅します。

一、七年未満の旧軍人、軍属の在職年を遡算してはじめて恩給年限に達する者またはその遺族については、昭和三十五年七月から、普通恩給または扶助給が認められます。

二、この遡算前、普通恩給または扶助給を受給していた者につ